

特別開催!

土地や建物 (住宅など) をお持ちの方へ

今年1月の制度改正で、相続にかかる税金の負担が今までより確実に重くなりました。これまで相続税なんて関係ないと思われていた方もひとつとではありません!

今から始める相続税対策!

相続の無料相談会

4/18(土) 19(日)

10:00~17:00



開催場所 **マーサ21** 【1階さくらパーク】
住所: 岐阜市正木中1丁目2番1号

多くいただくご相談例

- 相続の有無 相続税がかかるのか知りたい
- 相続税の節税 今からできる相続対策は?
- 相続税の申告 相続税の申告期限まで時間がない
- 遺言書 生きている間に自分の意思を残したい
- 相続手続き 面倒な相続手続き、どうしたらいいの?
- 争族の生前対策 揉めないためにはどうしたらいいの?



相続税の無料シミュレーション

当日の相談会でおこなえます。自分はいったいいくら税金がかかるのか?と、気になる方は是非試算してみてくださいはいかがでしょうか? (財産明細を持参ください。)

さらに! ご来場いただいた方
全員にプレゼント!!



相続手続き&相続対策
小冊子

当日は混雑が予想されますので、事前のご予約をお勧めいたします! また、日程が合わずにご参加いただけない場合には事務所にお問合せください。事務所にて別日程でご相談させていただきます。

相談会事前
予約はこちら
24時間受付対応

0120-932-610

裏面も
チェック!

「ウチは関係ない」が一番危険です！ 相続 遺言 相続税

危険1 親の財産は持ち家だから心配ない

相続税の基礎控除が40%も縮小されると1軒持ち家があるだけで相続税が発生する場合があります。**【相続税】**



危険2 まだ元気だから相続なんて先のこと

元気なうちしか相続対策はできません。病気や痴呆症にならない元気なうちに対策をしましょう。**【生前贈与】**



危険3 ウチは家族が仲良しだから大丈夫

相続が発生すると、家族以外の利害関係者から争いになることがあります。家族が仲良しだからこそ、争いごとの芽を摘んでおきましょう。**【争族対策】**



危険4 ウチはお金がないから関係ない

お金がないと思われている方ほど揉めることをご存知ですか？財産の金額に関係なく、相続対策をされることをお勧めします。**【生前対策】**



専門家に相談できるチャンスです！ 当日の専門家紹介

税金の専門家

税理士



服部会計事務所
服部 正樹

登録番号 24980
名古屋税理士会所属

税理士・行政書士



服部会計事務所
藤田 裕也

登録番号 117810
名古屋税理士会所属

不動産の専門家

司法書士



みずほ総合法務事務所
古山 亨

登録番号 岐阜第 584 号
岐阜司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務
認定番号 第 618127 号

司法書士



みずほ総合法務事務所
谷口 雅則

登録番号 岐阜第 598 号
岐阜司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務
認定番号 第 618130 号

たくさんの ありがとうございます いただきました

当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談事が解決して、「良かったこと、すばらしかったこと、相談前と後の心境の変化、喜ばしいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます！

父から不動産の生前贈与を受けることになり、贈与税はどのくらいかというのですが、最初の無料相談で贈与税額の計算をして頂き（結果として贈与税はゼロになる方法があるとのことでした）、その後の手続きも司法書士さんご自身に連絡して頂くことで非常にスムーズに進みました。

①当事務所のサービスや接客について感じたことをご記入ください。
初めて相談のお電話をした瞬間から、お電話が自宅までいらしてくださる、親身に聞いてくださる姿勢に、お礼申し上げます。最終から最後まで、誠実に対応していただき感謝感謝です。勇気を出してご相談いただきありがとうございます。

「ご相談をご希望の方は、お電話での事前申し込みをお勧め致します。」

0120-932-610

**【予約受付】
24時間対応**

司法書士法人みずほ総合法務事務所



相続専門サイト

岐阜・大垣相続遺言相談室 **検索**

<http://mizuho-souzoku.com/>

マーサ21へのアクセス方法

■JR 岐阜駅より

9番のりば ●岐阜大学・病院線（行き先表示 C70）
11番のりば ●市内ループ線（右回り・左回り）
※但し、岐阜大学病院行き（岐南町線）は、別路線です。ご注意ください。



本広告は簡裁訴訟代理等関連業務（目的となる価格が140万円を超えない請求事件について代理できます）、裁判事務、及び税務に関する法律相談です。司法書士は司法書士法の範囲内で、税理士は税理士法の範囲内で業務を行います。なお、不動産に関するご相談は宅地建物取引主任者がご対応いたします。